

# 水道施設設計業務共通仕様書

平成19年3月

滋賀県企業庁

# 水道施設設計業務共通仕様書

## 目 次

第1章 総則	1
第1節 総則	1
第8101条 業務の目的及び適用範囲	1
第8102条 設計業務の内容	1
第8103条 照査（審査）事項	1
第8104条 成果の提出	1
第2章 導・送・配水管路設計	2
第1節 埋設管路設計	2
第8201条 埋設管路設計の区分	2
第8202条 埋設管路詳細設計	2
第2節 水管橋設計	
第8203条 水管橋設計の区分	5
第8204条 水管橋基本設計	5
第8205条 水管橋詳細設計	5
第3節 成果品	5
第8206条 成果品	5
第3章 浄水場等施設設計	7
第1節 浄水場・ポンプ場・調整池・配水池設計	7
第8301条 浄水場・ポンプ場・調整池・配水池設計の区分	7
第8302条 浄水場・ポンプ場・調整池・配水池基本設計	7
第8303条 浄水場・ポンプ場・調整池・配水池詳細設計	10
第2節 成果品	12
第8304条 成果品	12
諸基準一覧表（参考）（水道関係一般）	16
水道施設設計業務の主要な区切り（土木編第1110条打合せ等関係）	17
水道施設設計業務共通仕様書の運用について	18
滋賀県が発注する土木設計業務における資格条件（企業庁関係）	21
（参考）土地立入り関係法令一覧（水道関係）	22

# 第1章 総則

## 第1節 総則

### 第8101条 業務の目的及び適用範囲

1. 水道施設設計業務共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）は、滋賀県の発注する管布設工事、浄水場等の施設工事など水道施設に係る調査・計画・設計に類する業務に適用する。なお、共通仕様書に定めのないことについては、土木設計業務等共通仕様書（滋賀県土木交通部）（以下、「土木編」という。）第1編あるいは設計図書によるものとする。
2. 本業務は、設計図書等に基づいて、必要な検討書・計算書・設計図・仕様書・設計書等の作成を行うことを目的とする。

### 第8102条 設計業務の内容

1. 設計業務は、土木編第1112条に定める資料の貸与、土木編第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、基本設計、詳細設計を行うことをいう。
2. 基本設計とは、地形図（縮尺 1:1,000～1:2,500）地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき、当該設計対象施設の方式、基本的な配置、構造、施工方法、水理解析、概算工事費等の検討、概略数量計算書、平面図・断面図・配置図その他の基本設計図面等を作成し、当該設計対象施設の比較案または最適案を提案するものをいう。
3. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）（縮尺 1:200～1:1,000）・縦横断面図・基本設計の成果品・地質資料・現地調査結果及び設計条件等に基づき、工事に必要な平面図・縦横断面図・構造図等の詳細設計図・設計計算書・水理解析計算書・工種別数量計算書・施工計画書等を作成する業務である。

### 第8103条 照査（審査）事項

受注者は、設計全般にわたり地下水の浸水防止・地震等の対策・最適な管路の維持管理を基本として、以下に示す事項について、照査（審査）を実施しなければならない。その他については土木編第1107条によるほか、設計図書によるものとする。なお、共通仕様書においては、「照査」及び「審査」は同義とする。

1. 基本条件の内容検討について
2. 比較検討の方法及びその内容について
3. 設計計画（構造計画・仮設計画等をいう）の妥当性について
4. 計算書（構造計算書・容量計算書・数量計算書等をいう）について
5. 計算書と設計図の整合性について

### 第8104条 成果の提出

受注者は、設計図書に示す成果品を提出しなければならない。

成果品の作成にあたっては、あらかじめその編集方法について監督職員と協議するものとする。報告書については、監督職員の指定するワープロソフトまたは表計算ソフトで作成し、電磁媒体ファイルも提出するものとする。また、設計図は二次原図と併せ、設計図書で示す形式の電磁媒体ファイルも提出するものとする。この電磁媒体ファイルは図面修正が可能なもので、データは検索機能を有し、容易に必要な設計図を取り出すことができる構成としなければならない。

## 第2章 導・送・配水管路設計

### 第1節 埋設管路設計

#### 第8201条 埋設管路設計の区分

埋設管路設計は次の区分により行うものとする。

基本設計

詳細設計

通常、埋設管路の設計は詳細設計のみとするが、必要により基本設計をおこなう。

#### 第8202条 埋設管路詳細設計

##### 1. 業務目的

埋設管路の詳細設計業務は、設計図書、設計指針、技術文献及び各種調査検討資料など既存の関連資料をもとに、計画地点の地形、道路交通状況、沿道利用状況、既設占用物件状況などに基つき、施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から構造形式、線形、施工方法について総合的な技術検討を行い、埋設管路及び弁・弁室などの管路付属施設等の最適な構造、線形、施工方法の選定を行うとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

なお、埋設管路のうち推進工・シールド工については、共通仕様書のほか土木設計業務等共通仕様書（平成12年4月 滋賀県）第7編下水道編も参照するものとする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、土木編第1111条第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

###### (2) 全体計画

###### 1) 調査等

###### 現地踏査

受注者は、設計図書に示された設計対象路線の現地調査を行い、地形、地質、沿道利用状況、環境、分水嶺、文化財及び自然公園、埋設物等、現地状況を十分把握するものとする。

なお、現地調査（測量・地質調査・試験掘調査・交通量調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

###### 資料の収集及び調査

受注者は、業務上必要な資料及び地下埋設物その他の支障物件（電柱・架空線等）について、関係官公署、企業者などの将来計画も含め十分調査しなければならない。

###### 試験掘の立ち会い

試験掘調査を別途行う場合は、受注者はその調査に立ち会い、地下埋設物の種類・位置・深さ・構造等をそれらの管理者が所有する資料と照合し、確認しなければならない。

###### 渉外事務

受注者は、調査・設計上必要な渉外事務を行わなければならない。ただし、受注者の責任において解決できない場合は、監督職員と協議する。なお、渉外事務の記録は詳細に明記し、随時書面で報告するとともに、業務完了時に提出しなければならない。

###### 公私有地の確認

受注者は、道路・水路等について公私の不明確な場所について、公図並びに土地台帳等により調査確認しなければならない。

###### 在来管調査

受注者は、在来管の使用の可否の判断は、監督職員及び関係者立ち会いのもとで行わなければならない。

###### 2) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

###### 資料の収集・整理

###### 構造形式の設定（管路部）

## 線形計画

本体及び仮設構造物の設計断面、条件の設定検討

細部設計（付属物等）検討

道路・交通・沿道状況の検討

各種関連事業計画との整合性の検討

施工計画検討

### 3) 平面・縦断設計

受注者は、管路（推進工、シールド工を含む）、弁室及び仮設構造物における平面及び縦断的に連続する部分の設計を行い、支障となる埋設物の抽出及び調整の検討を行うものとする。その設計には、土工、道路付属物、舗装の撤去、仮復旧の設計を含むものとする。

### 4) 数量計算

受注者は、決定した管路、弁室及び仮設構造物の詳細形状に対して、設計図書に基づき、構造物等の数量を工種別、区間別に取りまとめるものとする。その数量には、道路付属物、舗装仮復旧を含むものとする。

### (3) 管路部設計

受注者は、基本設計のあるものについては基本設計を参考とし、管路の詳細設計を行う。なお、応力計算を伴うものについては、それを行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

### (4) 弁室等設計

受注者は、弁室等について、詳細な設計を行う。なお、応力計算を伴うものについては、それを行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

### (5) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物を必要とする箇所について、詳細な設計を行う。なお、応力計算を伴うものについては、それを行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

### (6) 施工計画

受注者は、施工計画にあたって交通処理、施工方法、施工順序、仮設計画、仮設備計画、工程、支障物件の有無等を検討し、工事費積算にあたって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。

### (7) 関連機関との協議用資料作成

受注者は設計図書に基づき、関連機関との協議用資料・説明用資料及び占用許可（道路占用、河川占用、鉄道用地占用等）を得るための関係書類の作成を行うものとする。

### (8) 照査（審査）

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、土木編第1107条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い管理技術者に提出するものとする。

設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件、既設占用物件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。一般図をもとに管径・形式・線形・仮設工法等と、設計基本条件及び他の事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物・支障物件・周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法・交通切り回し方法が適切であるかの照査を行う。

設計計算・設計図・数量の正確性・適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、本体、特にマンホールや泥吐管等と道路付属物の取り扱いについて整合性の照査を行う。

### (9) 成果の作成

受注者は、下記及び本章第3節に示す成果品を提出しなければならない。その他については、土木編第1210、1211条及び第8104条によるものとする。なお、提出図書の内容および部数について設計図書に別段の定めがある場合は、それによるものとする。

#### 1) 設計業務成果概要書

下記の項目について解説し取りまとめで記載した設計概要書を作成するものとする。

設計条件

管路の形式・埋設ルート・主要構造物の規模等の決定に至る経緯及び決定要因

特に考慮した事項、コントロールポイント

道路・鉄道・河川等の交差条件

平面・縦断図・標準断面図・主要構造物一般図・仮設一般部断面図

施工計画概要及び注意事項

工事数量総括

特記事項

2) 設計図面

位置図

位置図は、地形図に施工箇所を記入するものとする。

一般平面図

一般平面図は、施工箇所の管等の平面位置・形状・管径・測点（原則として50m<sup>2</sup> ㍉）・区間距離・河川名・道路名・弁室・異形管防護等の構造物・管割図等の付属施設・補助工法等を記入し、隣接構造物、家屋、その他の構造物と明確に区別出来るようにするものとする。

詳細平面図

詳細平面図は、地下埋設物ふくそう箇所・伏越箇所・水管橋・標準布設位置以外に布設する場合等、特に詳細図を必要とし監督職員が指示する場合に作成するものとする。なお、記入要領は一般平面図と同じとする。

縦断面図

縦断面図は、一般平面図と同記号を用いて、次の事項を記入するものとする。管等の位置・形状・管径・勾配・平面図との対照番号・測点・区間距離・追加距離・管頂高及び土被り・地盤の位置及び種類・制水弁の位置及び種類・現在及び計画の河床等の位置及び高さ・河川・地下道等、管を横断する主要な施設の位置及び名称・凡例・標題等

横断面図

横断面図は、次の事項及び要領に従って作成するものとする。

測点箇所（原則として 50m<sup>2</sup> ㍉及び変化点）のほか、道路幅員の拡大または縮小箇所・構造物の断面変化・地下埋設物の位置・種別の変化を生ずる箇所は、必要に応じて横断面図を作成する。また、道路両側の擁壁・石垣等の工事の施工によって影響を受ける恐れがある箇所も作成する。

記入事項は、側溝・地下埋設物・家屋・計画構造物・土留現地盤・電柱・街路樹・地上支障物件等とする。

構造図

構造図は、異形管防護工、弁室工、伏越及び水管橋、その他特に必要とし監督職員が指示するものについて作成するものとする。

その他

工事許可申請用の図面・仮設図等工事施工に際して打ち合わせまたは申請のため必要な図面で、監督職員が指示するものについて作成するものとする。

3) 検討書等

工法については、関係官公庁・企業との協議事項・施工箇所の状況・その他関係資料等を検討のうえ、工事の難易・経済性・工期等を考慮し、監督職員と打ち合わせしなければならない。また、工法決定に至るまでの検討書を提出しなければならない。

なお、特定の材料、工法、または特許に関するものを採用する場合は、その見本または説明書を発注者に提出し、協議しなければならない。

4) 流量表

5) 水理計算書

6) 構造計算書

構造計算、仮設計算にあたっては、監督職員と十分打ち合わせのうえ、計算見本を確認して行わなければならない。

7) 数量計算書

8) 施工計画書

施工計画書の作成にあたっては、工程表・施工方法・概算工事費・仮設図等工事施工上必要な事項について、監督職員と協議のうえ、提出しなければならない。

9) 金抜設計書（内訳書、積算資料）

10) 概算工事費設計書

11) 工期算定計算書

12) 工事特記仕様書

13) 占用願書作成

占用許可（道路占用、河川占用等）を得るための関係図書は、すみやかに作成し、監督職員の審査を受け提出しなければならない。

14) 設計条件等一覧表

設計計算を必要とした構造物等については、土質定数、鉄筋の引張応力度、継手長など設計をするうえで採用した各種条件等を構造物毎に一覧表にまとめることとする。なお、類似

構造物については省略することができる。

- 15) 照査（審査）報告書
- 16) チェックリスト
- 17) その他、設計図書に示す資料

### 3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- 1) 基本設計成果（あるものについて）
- 2) 各種調査検討資料
- 3) 測量成果
- 4) 地質調査報告書
- 5) 交通量調査報告書
- 6) 地下埋設物調査資料（あるものについて）
- 7) 試掘調査報告書

## 第2節 水管橋設計

### 第8203条 水管橋設計の区分

水管橋設計は次の区分によるものとする。基本設計は必要によりこれを行う。

- 基本設計
- 詳細設計

### 第8204条 水管橋基本設計

水管橋基本設計については、土木編において準拠する土木設計業務等共通仕様書（国土交通省近畿地方整備局）（以下、「地整編」という。）「第6803条橋梁予備設計」による。

### 第8205条 水管橋詳細設計

水管橋詳細設計については、地整編「第6804条橋梁詳細設計」による。

## 第3節 成果品

### 第8206条 成果品

受注者は、表8.2.1に示す成果品を作成し、原図1部、コピー2部を納品するものとする。

なお、表8.2.1に示す縮尺に依り難い場合は監督職員との協議によるものとする。また、水管橋設計成果品一覧表は、地整編「表6.8.1 橋梁設計成果品一覧表」を参照のこと。

表 8.2.1 埋設管路詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
詳細設計	設計図面	位置図	1/2,500 ~ 1/10,000	二次原図
		一般平面図	1/500 ~ 1/1,000	二次原図
		詳細平面図	1/100 ~ 1/250	二次原図
		縦断面図	V=1/100 H=1/500	二次原図
		横断面図	1/100	二次原図
		構造図	1/10 ~ 1/100	二次原図
		その他仮設図等	適宜	二次原図
	報告書	概要書	-	A 4 ファイル綴込
		検討書	-	A 4 ファイル綴込
		流量表	-	A 4 ファイル綴込
		水理計算書	-	A 4 ファイル綴込
		構造計算書	-	A 4 ファイル綴込
		数量計算書	-	A 4 ファイル綴込
		施工計画書	-	A 4 ファイル綴込
		金抜設計内訳書	-	A 4 ファイル綴込
		概算工事費計算書	-	A 4 ファイル綴込
		工期算定計算書	-	A 4 ファイル綴込
		特記仕様書	-	A 4 ファイル綴込
		占用願書	-	A 4 ファイル綴込
		設計条件一覧表	-	A 4 ファイル綴込
		照査(審査)報告書	-	A 4 ファイル綴込
	チェックリスト	-	A 4 ファイル綴込	
	その他資料	調査、渉外関係記録一覧表	-	A 4 ファイル綴込
		調査資料及び工法選定資料	-	A 4 ファイル綴込
		埋設物調査資料	-	A 4 ファイル綴込
		在来管調査資料	-	A 4 ファイル綴込
		その他打合せ、申請書等に関する監督職員の指示した図書	-	A 4 ファイル綴込

## 第3章 浄水場等施設設計

### 第1節 浄水場・ポンプ場・調整池・配水池設計

#### 第8301条 浄水場・ポンプ場・調整池・配水池設計の区分

浄水場・ポンプ場・調整池・配水池設計は次の区分により行うものとする。

- 基本設計
- 詳細設計

#### 第8302条 浄水場・ポンプ場・調整池・配水池基本設計

##### 1. 業務目的

浄水場・ポンプ場・調整池・配水池基本設計は、基本条件の確認、処理フローの検討、維持管理方法の検討、配置計画検討、施設計画、水理検討、施工方法の検討を行い、施設の基本的構造等の決定を行うとともに、施設の詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

##### 2. 業務内容

受注者は、次の事項の確認または検討を行い、その内容および結果をそれぞれの事項ごとに共通事項、土木施設、建築施設、機械設備、電気設備別に明確にまとめ、成果品を提出しなければならない。

なお、共通仕様書に明記していない事項でも、当該業務のために必要な事項は検討事項に含めるものとする。

ただし、該当施設のないものは除く。

##### (1) 設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、土木編第1111条第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

##### (2) 現地調査

現地を踏査し、水道事業計画書、測量地質調査資料、土木編第1112条に定める貸与資料等に基づき、次の事項について確認し状況を十分に把握しなければならない。

##### 1) 地形、その他

用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、電気の経路等

##### 2) 地質

地質調査資料と現地との関係

##### 3) 既存施設の状況

拡張、増設、改造等にあつては、既存施設の方式、規模、水位、接続個所の位置、劣化度等

##### 4) その他設計に必要な事項

##### (3) 基本条件の確認

##### 1) 設計対象施設の位置、用地面積、各種規制の有無等

##### 2) 水量

##### 3) 水源および取水口の位置

##### 4) 浄水方式

##### 5) 他事業との共同施設

##### 6) 既存施設の状況

##### 7) 設計図書に定める設計の基本方針

##### 8) その他設計に必要な事項

##### (4) 処理フローの検討（調整池、配水池を除く）

次の各号に示す、設計対象施設の水処理、水運用等の基本方式についての検討

##### 1) 取水、導水方式

導水方式

複数系統分配方式

その他

##### 2) 浄水処理方式

クロ-ズドシステム方式（返送対象、固液分離等の処理方式、返送点等）

薬注方式（使用薬品、注入点、既存薬注系統との分配方法）

- 凝集剤混和方式（混和方式、混和池の分割数（沈澱池系列流量制御方式））
- ろ過池洗浄方式
- その他
- 3) 排水処理方式
- (5) 維持管理方法の検討（浄水場、ポンプ場）
  - 1) 管理制御方式
    - 取水、導水施設制御方式
    - 浄水施設流量制御方式（複数系統流量分配制御、ろ過池、排水返送等）
    - 送水制御方式
    - ポンプ制御方式
    - 調整池等水位制御方式
    - 緊急遮断弁制御方式
    - 排水処理制御方式
    - その他の施設の制御方式
  - 2) 維持管理体制の検討
    - ポンプ場
    - 浄水場
    - 調整池、配水池
    - 分水（流量、水質）
    - 水質検査体制（検査項目、検体数、将来の想定項目を含む）
    - その他の主要施設の維持管理体制
- (6) 維持管理方法の検討（調整池、配水池）
  - 1) 管理制御方式
  - 2) 維持管理体制
  - 3) その他の特殊な維持管理方法（流入弁、緊急遮断弁等）
- (7) 配置計画検討
  - 1) 配置計画
    - 経済性、工事および維持管理の難易性、将来の拡張性、環境条件等を考慮し、各施設の配置計画を作成すること。
  - 2) 配管、配線計画の検討
  - 3) 建築計画等の検討
    - 平面計画、立面計画（機器の配置）、管廊計画（配管、ケーブル等の収容）、機器搬入 出入計画等により最適スペースを検討すること。
- (8) 施設計画（調整池、配水池にあつては施設設計）
  - 1) 各施設共通事項
    - 容量計画
      - 設計負荷、余裕、予備、経済性等を検討し、容量を決定すること。
      - 形式、機種、分割数等の検討
      - 維持管理の容易さ、経済性、機能等に関して比較検討すること。
      - 平面・階高の検討
  - 2) 土木施設の検討
    - 基礎形式の検討
    - 各基礎工法の比較検討（施設種別ごとに最適工法を選定）
      - ・地盤流動化の検討
      - ・許容地耐力の算出
      - ・接地圧の算出
      - ・沈下の検討
      - ・液状化の検討、対策（液状化の危険のある場合）
    - 仮設計画の検討
    - 各仮設工法の比較検討（施設種別ごとに最適工法を選定）
    - 場内配管の検討
    - 管種、構造物との接続工法、埋設離隔、深さ等
    - 造成計画
  - 3) 建築施設の検討
    - 既設建物を有効活用した計画検討（拡張、増設、改築の場合）
    - 意匠・仕上げ計画
    - 構造計画

- ・使用材料、設計条件
  - ・構造設計方針（架橋形式の検討、構造解析方式、浮力の考え方、地震力等）
  - 法規制の検討
  - 建築機械設備計画
    - ・換気計画（換気方式の検討、換気量の算定、各棟換気系統図、機器表等）
    - ・衛生設備計画（給水設備、排水設備計画、消火設備、衛生配管系統図等）
  - 建築電気設備計画（電灯コンセント設備、動力設備、避雷設備等）
  - 4) 機械設備の検討（調整池、配水池を除く）
    - 各種機械の検討（主要ポンプ、凝集剤混和機械、沈澱池緩速攪拌機、汚泥掻き寄せ機、ろ過池機械、脱水機、弁等）
    - 主要機器構成計画
  - 5) 電気設備の検討
    - 使用電力需要計画（既存施設電力使用量の把握、年次別の電力、エネルギー使用計画を含む）
    - 受変電設備および負荷設備計画（変圧器、力率改善等）
    - 制御電源設備計画
    - 監視制御設備計画
    - 計装設備計画
    - 分水施設等の電気計装設備計画（停電対策の有無等含む）
    - 主要機器構成計画
    - 自家発電設備計画
  - 6) 環境整備計画等の検討
    - 防音防振計画
    - 防災対策（排煙、危険物、高圧ガス）
    - 水質検査廃液、排ガス対策（処理方法等）
    - 場内整備（緑化、場内道路、場内排水、防犯対策、見学者案内路等）
  - (9) 水理検討（調整池、配水池にあっては水位関係検討）
    - 1) 各施設水理計算（既存施設との調整を含む）
    - 2) 計画地盤高と施設レベル
  - (10) 施工方法の検討（調整池、配水池にあっては施工方式比較検討）
    - 1) 地質調査資料、周辺状況、その他関係資料等に基づく、工事施工方法の経済性、必要工期、施工の難易度、工事公害等の比較検討
    - 2) 次の計画の作成
      - 建設工程表（各施設、造成、仮設）
      - 搬出入計画（各施設、設備別の主要機器重量、寸法表を添付すること）
      - 既設施設の更新を含む施工計画（電気設備（特に受変電設備）および排水処理施設）
    - 3) 概算事業費の算出
3. 検討の方法
- 受注者は、前項において、検討を行う場合は、前項で確認した基本条件のもと、考えられる案について、実績（必要なデータの収集整理解析を行うこと）、対象の具体的な条件および最新の技術水準に基づいて具体的、総合的、詳細に行うこととし、可能な限り、数値化して行い（特に、経済比較について）、採用案を決定しなければならない。
- この場合、検討において特に考慮すべき点は次のとおりである。
- (1) 立地条件
  - (2) 建設費、維持管理費、エネルギー消費量
  - (3) 操作、制御の難易性
  - (4) 将来の拡張性（浄水場における高度浄水施設等）
  - (5) 施工の難易性
  - (6) 耐震性
4. 設計図面
- 受注者は次に示す、土木、建築、機械、電気の各部門とその相互関係を明らかにする基本設計図を作成しなければならない。なお、該当施設のないものは除く。
- (1) 土木関係
    - 1) 一般平面図
    - 2) 水位関係図
    - 3) 構造図
- 平面図

- 縦断図
- 場内各種排水平面系統図
- 場内整備平面計画図（場内道路、門、さく、塀、場内造成等）
- 4) 場内配管図（平面図、縦断図、横断図）
- (2) 建築関係
  - 1) 意匠図
    - 各階平面図
    - 立面図
    - 断面図
    - 求積図表（概算値）
  - 2) 建築機械設備
    - 概略系統図（衛生、換気、空調、排水）
    - 主要機器配置図
  - 3) 建築電気設備
    - 概略系統図（照明・動力幹線、火報、電話、放送、時計、監視カメラ等）
    - 主要機器配置図（盤類）
- (3) 機械関係
  - 1) 基本フローシート
    - 浄水処理
    - 排水処理
    - その他
  - 2) 機器配置計画図（主要機器）
    - 全体配置平面図
    - 施設毎配置平面図
    - 施設毎配置縦断図
- (4) 電気関係
  - 1) 場内一般平面図
  - 2) 主要配電系統図（ルート及びスペース）
  - 3) 単線結線図（受電～低圧主幹、既存施設との取合を含む）
  - 4) 主要機器配置平面図（主として中央管理室、電気室、自家発電機室）
  - 5) 計装設備図（主要計測および操作端フローシート）

## 第8303条 浄水場・ポンプ場・調整池・配水池詳細設計

### 1. 業務目的

浄水場・ポンプ場・調整池・配水池詳細設計は、基本設計で決定された基本事項、設計図書に示された業務内容及び設計条件、既往の関連資料等に基づき、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、土木編第1111条第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

#### (2) 確認事項

受注者は、詳細設計業務を進めるに当たり次の事項を確認または計画しなければならない。

- 1) 設計対象に関する基本設計の内容の確認
- 2) 土木建築構造物の構造計算に先立ち、設計条件、設計計算方法、荷重条件、設備機器の重量表、主要寸法形状一覧表、主要設備機器の搬入経路および各部寸法等の確認
- 3) 仮設構造物の部材応力算定に先立ち、土圧算定式、設計諸元、切梁段数、山留方法、排水方法、仮設道路計画等の確認および計画

#### (3) 計算書の作成

受注者は、発注者が提供した資料、または受注者の調査した項目について、整理し、確認または計画を行った後、次の図書を作成しなければならない。

なお、確認された基本設計図書のうちで詳細設計で使用できるものは、再使用を妨げない。

- 1) 土木関係
  - 構造計算書
  - 基礎計算書
  - 仮設計算書

- 水理計算書
- 容量計算書
- 2) 建築関係
  - 構造計算書
  - 設備設計計算書
- 3) 機械関係
  - 設備容量計算書（能力、台数、出力等）
  - 機器リスト
  - 特殊設備の安全性・安定性に対する検討書
  - 主要機器重量および建築荷重設定表
- 4) 電気関係
  - 設備容量計算書（能力、台数、出力等）
  - 運転操作概要書
  - 主要機器重量および建築荷重設定表
- (4) 設計図面の作成
 

受注者は、次に示す詳細設計図を作成しなければならない。また、設計図を工事発注用に修正した図面も合わせて作成しなければならない。

  - 1) 土木関係
    - 一般平面図
    - 水位関係図
    - 構造図
      - a 平面図
      - b 縦横断図
      - c 基礎伏図
    - 詳細図
    - 設備（機械、電気）との取合図および箱抜き図
    - 配筋図（鉄筋加工図は数量計算書に記入）
    - 場内配管図（平面図、縦横断図）
    - 場内排水管、人孔、柵構造図
    - 場内道路、門、さく、塀、場内整備図等
  - 2) 建築関係
    - 建築意匠図
    - 案内図、配置図、求積図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩形図、詳細図、展開図、伏図、建具表
    - 建築構造図
    - 伏図、軸組図、断面リスト、ラーメン図、配筋詳細図
    - 建築機械設備
    - 系統図、平面図、断面図および必要部分は詳細図
    - 建築電気設備
    - 電灯、非常用照明、設備動力、電気時計、火災報知、電話、拡声、テレビ共聴等
    - a 系統図
    - b 各階配線平面図
    - 主要建物（送水ポンプ棟、特高受電棟、電気棟等）の透視図（カラー仕上げ）
  - 3) 機械関係
    - フローシート
    - 全体配置平面図
    - 配置平面図（施設ごと）
    - 配置断面図（施設ごと）
    - 配管図（平面・断面・系統）
    - 水位関係図、位置図（土木に準ずる）
  - 4) 電気関係
    - 構内一般平面図
    - 単線結線図
    - 主要機器外形（参考寸法）
    - 機能概略説明図（計装フローシートまたは計装フロー概念図、全体システム構成）
    - 主要配線、配管系統図
    - 配線、配管布設図（ラック、ダクト、ピット）

- 接地系統図  
主要機器配置図（との共用含む）
- (5) 工事設計書の作成  
受注者は想定される工事発注単位毎に、監督職員の示す様式・資料により次の図書を作成しなければならない。
- 1) 数量計算書
  - 2) 工期算定計算書
  - 3) 見積依頼書
  - 4) 工事設計書（金抜設計書）
  - 5) 工事特記仕様書
- (6) 設計条件等一覧表の作成  
受注者は、設計計算を必要とした構造物等については、土質定数、鉄筋の引張応力度、継手長など設計をするうえで採用した各種条件等を構造物毎に一覧表にまとめることとする。なお、類似構造物については省略することができる。
- (7) 各種申請等に必要な図書の作成  
受注者は、建築確認のほか消防署、保健所（厚労省）、経産局等の関係機関への各種申請等に必要で監督職員の指示した図書を作成するものとする。
- (8) 成果の作成  
受注者は、本章第2節に示す成果品を提出しなければならない。  
その他については、土木編第1210、1211条及び第8104条によるものとする。  
なお、提出図書の内容および部数について設計図書に別段の定めがある場合は、それによるものとする。

## 第2節 成果品

### 第8304条 成果品

受注者は、表8.3.1、2に示す成果品を作成し、原図1部、コピー2部を納品するものとする。なお、表8.3.1、2に示した縮尺に依り難い場合は監督職員との協議によるものとする。

表 8.3.1 浄水場・ポンプ場・調整池・配水池基本設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
基本設計	設計図面 (土木関係)	位置図	1/2,500 ~ 1/10,000	二次原図
		一般平面図	1/500 ~ 1/1,000	二次原図
		水位関係図	1/100 ~ 1/200	二次原図
		構造図 平面図 縦断図 排水系統図 整備計画図	1/100 ~ 1/200	二次原図
	(建築関係)	場内配管図 平面図 縦断図 横断図	1/100 ~ 1/200	二次原図
		意匠図 各階平面図 立面図 断面図 求積図表	1/100 ~ 1/200	二次原図
		建築機械設備 概略系統図 機器配置図	1/100 ~ 1/200	二次原図
		建築電気設備 概略系統図 機器配置図	1/100 ~ 1/200	二次原図
	(機械関係)	基本70-シート 浄水処理 排水処理 その他	-	二次原図
		機器配置計画図 全体平面図 施設毎平面図 施設毎縦断図	1/100 ~ 1/500	二次原図
	(電気関係)	一般平面図	1/100 ~ 1/500	二次原図
		主要配電系統図	-	二次原図
		単線結線図	-	二次原図
		機器配置平面図	1/100 ~ 1/200	二次原図
		計装設備図	-	二次原図
	報告書	要約書	-	A 4 ファイル綴込
		各種検討書 処理フローの検討 維持管理方法の検討 配置計画の検討 各種施設計画 水理検討 施工方法検討 構造計算書 概算工事費計算書	-	A 4 ファイル綴込
		照査(審査)報告書	-	A 4 ファイル綴込
		チェックリスト	-	A 4 ファイル綴込
		その他資料	調査、渉外関係記録一 覧表	-
	調査資料及び工法選定 資料		-	A 4 ファイル綴込
	その他打合せ、申請書 等に関する監督職員の 指示した図書		-	A 4 ファイル綴込

表8.3.2 浄水場・ポンプ場・調整池・配水池詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要	
詳細設計	(土木関係)	位置図	1/2,500 ~ 1/10,000	二次原図	
		一般平面図	1/500 ~ 1/1,000	二次原図	
		水位関係図	1/100 ~ 1/200	二次原図	
		構造図 平面図 縦横断図 基礎伏図	1/100 ~ 1/200	二次原図	
		詳細図 取合図 箱抜図	1/10 ~ 1/100	二次原図	
		配筋図	1/10 ~ 1/100	二次原図	
		場内配管図 平面図 縦横断図	1/100 ~ 1/200	二次原図	
		場内各種構造図	1/100 ~ 1/200	二次原図	
		場内整備図等	1/100 ~ 1/200	二次原図	
		(建築関係)	意匠図 案内図 配置図 求積図 仕上表 平面図 立面図 断面図 矩形図 詳細図 展開図 伏図 建具表	1/100 ~ 1/200	二次原図
	建築構造図 伏図 軸組図 断面リスト ラーメン図 配筋詳細図		1/10 ~ 1/200	二次原図	
	建築機械設備 系統図 平面図 断面図 詳細図		1/100 ~ 1/200	二次原図	
	建築電気設備 系統図 配線平面図		1/100 ~ 1/200	二次原図	
	主要建物透視図		1/100 ~ 1/200	二次原図	
	(機械関係)		フローシート	-	二次原図
			全体平面図	1/100 ~ 1/500	二次原図
			施設毎平面図	1/100 ~ 1/200	二次原図
			施設毎断面図	1/100 ~ 1/200	二次原図
			配管図(平面/断面/系統)	1/100 ~ 1/200	二次原図
		水位関係図	1/100 ~ 1/200	二次原図	

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要		
詳細設計	(電気関係)	構内一般平面図	1/100 ~ 1/500	二次原図		
		単線結線図	-	二次原図		
		主要機器外形図	1/10 ~ 1/100	二次原図		
		機能概略説明図	-	二次原図		
		配線配管系統図	-	二次原図		
		配線配管布設図	1/100 ~ 1/200	二次原図		
		接地系統図	-	二次原図		
		主要機器配置図	1/100 ~ 1/200	二次原図		
		計装フローシート	-	二次原図		
	報告書	各種計算書 構造計算書 基礎計算書 仮設計算書 水理計算書 容量計算書 建築設備設計計算書 機械設備設計計算書 電気設備設計計算書		-	A 4 ファイル綴込	
			工事設計書 数量計算書 工期計算書 見積依頼書 金抜設計内訳 特記仕様書		-	A 4 ファイル綴込
				施工計画書	-	A 4 ファイル綴込
				占用願書	-	A 4 ファイル綴込
				設計条件等一覧表	-	A 4 ファイル綴込
				照査(審査)報告書	-	A 4 ファイル綴込
			チェックリスト	-	A 4 ファイル綴込	
			その他資料	調査、渉外関係記録一覧表	-	A 4 ファイル綴込
				調査資料及び工法選定資料	-	A 4 ファイル綴込
		埋設物調査資料		-	A 4 ファイル綴込	
		在来管調査資料		-	A 4 ファイル綴込	
	その他打合せ、申請書等に関する監督職員の指示した図書	-		A 4 ファイル綴込		

諸基準一覧表（参考）（水道関係一般）

ここに掲げる諸基準は、現時点で存在するものについて掲げるものとする。

No	名 称	編集または発行所名	発行年月
1	設計便覧 水道編	滋賀県企業庁	H 1 3 . 6
2	水道施設設計指針	日本水道協会	H 1 2 . 4
3	水道施設耐震工法指針・解説	日本水道協会	H 9 . 3
4	工業用水道施設設計指針・解説	日本工業用水協会	H 1 6 . 1
5	工業用水道施設の耐震性強化及び 緊急時対応に関する検討報告書	日本工業用水協会	H 8 . 6
6	工業用水道の地震対策について	通産省環境立地局	H 8 . 9
7	ダクタイトル鉄管便覧	日本ダクタイトル鉄管協会	最新版
8	水道管の浅層埋設に伴う管路並びに 付属器具に関する技術的検討報告書	日本水道協会	H 1 1 . 1 0
9	水道用バルブハンドブック	日本水道協会	S 6 2 . 4
1 0	水道事業実務必携	全国簡易水道協議会	最新版
1 1	日本水道協会規格各種基準書	( J W W A )	各種
1 2	日本ダクタイトル鉄管協会各種基準書	( J D P A )	各種
1 3	日本水道鋼管協会各種基準書	( W S P )	各種

水道施設設計業務の主要な区切り（土木編第1110条打合せ等関係）

設計業務の主要な区切りは、次を標準とする。

なお、水管橋の設計における業務の主要な区切りは地整編「設計業務の主要な区切り」(14)橋梁設計を参照のこと。

工 種	基 本 設 計	詳 細 設 計
導・送・配水管路 設計		1.業務着手時
		2.設計条件検討時
		3.平面・縦断・横断設計時
		4.仮設構造物設計時
		5.施工計画作成時
		6.数量計算書作成時
		7.報告書案作成時
		8.成果品納入時
浄水場・ポンプ場 ・調整池・配水池 設計	1.業務着手時（実施方針等打 合せ及び基本条件の確認）	1.業務着手時（実施方針等打 合せ）
	2.処理フロー検討終了時 （浄水場実施設計のみ）	2.確認・計画終了および計算 書等作成時
	3.維持管理方法検討終了時	3.土木関係詳細設計時
	4.配置計画検討終了時	4.建築関係詳細設計時
	5.各種施設計画作成時	5.機械関係詳細設計時
	6.水理検討終了時	6.電気関係詳細設計時
	7.施工方法検討終了時	7.工事設計書作成時
	8.基本設計図書完成時	8.施工計画作成時
	9.報告書案作成時	9.報告書案作成時
	10.成果品納入時	10.成果品納入時

## 水道施設設計業務共通仕様書の運用について

本表は、水道施設設計業務共通仕様書中にいう設計図書記載事項、指示事項、協議事項、及び承諾事項等を抜粋したものであるが、これの運用にあたっては次のように取り扱われたい。

1. 設計図書記載事項は、共通仕様書の規定により明記すべき事項を抜粋したもので、当該業務に必要な条項については必ず明記するものとする。
2. 指示、協議、承諾、検査、確認、提出及び報告事項等は、それぞれ共通仕様書の規定により、監督職員、受注者の双方が当然遵守しなければならない事項を抜粋したものであり、設計業務に際し参考とされたい。

なお、この他にも業務の種類、規模等によっては追加し運用しなければならない事項が多数含まれており、監督職員、受注者双方共、共通仕様書の十分な理解が肝要である。

### 1. 設計図書記載事項（水道関係）

章	節	条	見出し	項	設計図書に記載を要する事項	備考
2	1	8 2 0 2	埋設管路詳細設計	2	業務内容	
3	1	8 3 0 2	浄水場・ポンプ場・調整池・配水池基本設計	2	業務内容	
3	1	8 3 0 3	浄水場・ポンプ場・調整池・配水池詳細設計	2	業務内容	

### 2. 指示事項（水道関係）

章	節	条	見出し	項	設計図書に記載を要する事項	備考
2	1	8 2 0 2	埋設管路詳細設計	2	調査内容	
				2	詳細平面図の作成	
				2	構造図の作成	
				2	打合せ・申請用図面の作成	

### 3. 協議事項（水道関係）

章	節	条	見出し	項	設計図書に記載を要する事項	備考
1	1	8 1 0 4	成果の提出		成果品の編集方法	
2	1	8 2 0 2	埋設管路詳細設計	2	渉外事務	
				2	工法の検討	
				2	特定材料・工法等の採用	
				2	構造計算・仮設計算	
				2	施工計画書の作成	
	3	8 2 0 6	成果品		設計図面の縮尺	
3	2	8 3 0 4	成果品		設計図面の縮尺	

4. 承諾事項（水道関係）

章	節	条	見 出 し	項	設計図書に記載を要する事項	備考

5. 検査・確認事項（水道関係）

章	節	条	見 出 し	項	設計図書に記載を要する事項	備考
2	1	8 2 0 2	埋設管路詳細設計	2	設計図書に示す業務内容（確認）	
				2	地下埋設物の種類・位置・深さ・構造等（確認）	
				2	公私有地の区分等（確認）	
				2	地形・地質条件、道路交通、沿道条件、既設占用物件の情報（確認）	
				2	構造計算・仮設計算の計算見本（確認）	
3	1	8 3 0 2	浄水場・ポンプ場・調整池・配水池基本設計	2	地形、地質、既存施設、その他設計に必要な事項（確認）	
				2	基本条件（確認）	
3	1	8 3 0 3	浄水場・ポンプ場・調整池・配水池詳細設計	2	設計対象に関する基本設計の内容（確認）	
				2	土木建築構造物の設計に関する各種条件等（確認）	
				2	仮設構造物の設計に関する各種条件等（確認）	

6. 提出・報告事項（水道関係）

章	節	条	見 出 し	項	設計図書に記載を要する事項	備考
2	1	8 2 0 2	埋設管路詳細設計	2	業務計画書（提出）	
				2	現地調査内容（報告）	
				2	渉外事務の記録（報告）	
				2	特定の材料、工法、特許に関する見本・説明書（提出）	
	3	8 2 0 6	成果品		成果品（提出）	
3	1	8 3 0 2	浄水場・ポンプ場・調整池 ・配水池基本設計	2	業務計画書（提出）	
3	1	8 3 0 3	浄水場・ポンプ場・調整池 ・配水池詳細設計	2	業務計画書（提出）	
	2	8 3 0 4	成果品		成果品（提出）	

## 滋賀県が発注する土木設計業務における資格条件（企業庁関係）

土木編に記載の「滋賀県が発注する土木設計業務における資格条件 別表（企業庁関係）」のとおり。

## 土地立入り関係法令一覧（水道関係）

法 令 名	条	条 文 見 出 し
水道法	17 39 40	給水装置の検査 報告の徴収及び立入検査 水道用水の緊急応援
水道法施行規則	57	証明書の様式
工業用水法	22 23 25	土地の立入 " 立入検査
通商産業省告示	738	
工業用水道事業法	15 24	土地の立入 立入検査
工業用水道事業法施行規則	15	証明書の様式
滋賀県工業用水道条例	13	給水施設の管理および検査
滋賀県工業用水道条例施行規程	9	身分証明書

## 土地立入り関係法令抜粋（水道関係）

### [ 水道法 ] ( 給水装置の検査 )

第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

### ( 報告の徴収及び立入検査 )

第39条 厚生労働大臣は、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び次条第八項において同じ。）を検査させることができる。

2 都道府県知事は、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡

易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項、第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(水道用水の緊急応援)

第40条 1～7 (略)

8 都道府県知事は、第一項及び第四項の事務を行うために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から、事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

9 (略)

[水道法施行規則]

(証明書の様式)

第57条 法第三十九条第四項(法第四十条第九項において準用する場合を含む。)の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第十二とする。

[工業用水法]

(土地の立入)

第22条 経済産業大臣及び環境大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため地下水の水源又は地盤の状況に関する測量又は実地調査を行う必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

2 経済産業大臣及び環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入らせようとするときは、立入の日の五日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入の際あらかじめその旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、第一項の規定による立入をしてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 国又は都道府県は、第一項の規定による立入によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

第23条 土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

(立入検査)

第25条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要な限度において、その職員に、許可井戸の設置の場所又は許可井戸に係る使用者の工場若しくは事業場に立ち入り、許可井戸その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

[通商産業省告示第738号(平成12年12月18日)]

工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)第二十二條第五項の証明書(経済産業大臣が行う測量又は実地調査に従事する職員に係るものに限る。)の様式を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。(以下略)

[工業用水道事業法]

(土地の立入)

第15条 工業用水道事業者は、工業用水道施設の設置又は変更に関する測量、実地調査又は工事

- のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。
  - 3 工業用水道事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。
  - 4 工業用水道事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入るときは、都道府県知事の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人に提示しなければならない。
  - 5 工業用水道事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入つたときは、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

#### (立入検査)

第24条 経済産業大臣は、工業用水の供給を確保するために必要な限度において、その職員に、工業用水道施設の所在の場所又は工業用水道事業者の事務所に立ち入り、工業用水道施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### [ 工業用水道事業法施行規則 ]

##### (立入検査の身分証明書)

第15条 法第二十四条第二項 の証明書の様式は、様式第二十三のとおりとする。

#### [ 滋賀県工業用水道条例 ]

##### (給水施設の管理および検査)

第13条 使用者は、給水施設を適正に管理しなければならない。

- 2 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、その指定する職員をして給水施設の検査を行なわせ、または必要な措置を指示させることができる。
- 3 前項の職員は、給水施設の検査の業務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

#### [ 滋賀県工業用水道条例施行規程 ]

##### (身分証明書)

第9条 条例第十三条第三項の規定による身分を示す証票は、身分証明書(別記様式第十号)による。